奈良県教育委員会教育長訓令第十五号

奈良県教育委員会事務局

奈良県教育委員会週報発行規程（昭和三十三年十二月奈良県教育委員会教育長訓令甲第一号）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長　矢和多　忠　一

第二条から第五条までの規定中「教育企画課長」を「総務室長」に改める。

第六条中「教育企画課」を「総務室」に改める。